

令和2年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和2年9月4日（金）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	特命参事	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	千葉	恭啓君	代表監査委員	雫石	顕君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、なし。

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第2号

令和2年9月4日(金曜日) 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔2人 4件〕
- ◎一般質問通告順
7. 7番 熱海文義 議員
8. 8番 石川壽和 議員
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 同意第3号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

		ることについて
日程第17	同意第16号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第18	議案第53号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第19	議案第54号	財産の無償譲渡について
日程第20	議案第55号	令和2年度大郷町一般会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第56号	令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予 算（第2号）
日程第22	議案第57号	令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算 （第1号）
日程第23	議案第58号	令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）
日程第24	議案第59号	令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算 （第1号）
日程第25	議案第60号	令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補 正予算（第1号）
日程第26	議案第61号	令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計 補正予算（第1号）
日程第27	議案第62号	令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 算（第1号）
日程第28	議案第63号	令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第3 号）

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問〔2人 4件〕	
	◎一般質問通告順	
	7. 7番	熱海文義 議員
	8. 8番	石川壽和 議員
日程第3	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて
日程第4	同意第3号	大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求 めることについて
日程第5	同意第4号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につ き同意を求めることについて

日程第 6	同意第 5 号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7	同意第 6 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 8	同意第 7 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 9	同意第 8 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 9 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 1	同意第 1 0 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 2	同意第 1 1 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 3	同意第 1 2 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 4	同意第 1 3 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 5	同意第 1 4 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 6	同意第 1 5 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 7	同意第 1 6 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 8	議案第 5 3 号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 5 4 号	財産の無償譲渡について
日程第 2 0	議案第 5 5 号	令和 2 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 1	議案第 5 6 号	令和 2 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	議案第 5 7 号	令和 2 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 5 8 号	令和 2 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 5 9 号	令和 2 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和 2 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和 2 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 令和 2 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、12 番千葉勇治議員及び 13 番若生 寛議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7 番熱海文義議員。

7 番（熱海文義君） 皆さん、おはようございます。

2 日目の本会議で、一番最初の質問ということで大変緊張しておりますが、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

大綱 2 点でございます。

まず、1 点目なんですけど、大郷町復興再生ビジョンについてということで、1 番目、中村原地区の買収が決まりましたが、住宅用地とほかの土地利用について、町長は高齢者住宅（シェアハウス）とか、次に災害公営住宅とか、その場しのぎの答弁が多いと思います。将来を見据え、用地全体のベストな考えは今あるのか、それともまた見直しと言って毎回考えを変えていくのか、所見をお伺いしたいと思います。

2番、中粕川地区は宅地を町が買上げ、他の地区（土手崎、三十丁、鶉崎袋地区）は買上げがないと聞いておりますが、町内移転した町民は元の家と今住んでいる家の二重の固定資産税を支払うことになってしまいます。また、元の家を解体し更地にすると固定資産税が6倍になり、とても厳しい状況になるのではないかと懸念しております。元の宅地の固定資産税を免除するか減免する考えはないのか、町長の所見を伺いたいと思います。

大綱2番目、ウイルス対策について。

1番、新型コロナウイルス感染症の患者数が増えておりますが、11月、12月にはインフルエンザが発症してくると思います。インフルエンザ対策はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

2番目、18歳まで医療費は無料になっておりますが、感染症予防としてインフルエンザ予防接種を無料にする対策は取らないのか、お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） おはようございます。

ただいま熱海議員の、大郷町復興再生ビジョンの考え方についてお伺いするということですので、申し上げたいと思います。

（1）の原地区の住宅用地については、当初、分譲用地として検討しておりましたが、その後、住宅再建意向調査や個別相談の結果、分譲地と災害公営住宅の建設といたしたところであります。

この用地については、被災者の住宅再建用地として活用するものであります。十分、被災者の意向を取り入れた内容で、被災者に対して満足する内容を提供したい思いが大変強いことから、二転三転している、町長の考えが定まっていないのではないかなという内容であります。決してそういうようなことではございませんので、今計画段階でございますので、柔軟な対応が求められるものであるというふうに理解をしておりますので、被災者にできるだけ納得いく内容にするためには、何回でも見直し可能な限り見直しをして、ベストのものを提供したいと思っております。

（2）については、令和2年度の固定資産税は罹災判定により軽減していることから、さらに免除等は考えておりません。利用しない元の家などは、空き地・空き家バンクに登録されて、今後の活用については検討をお願いしたいと考えております。

住宅解体した宅地については、居住用建物が存在するものとして、特

例を適用して課税してございます。また、解体予定の住宅は滅失扱いで課税しておりませんので、固定資産税が6倍になることはございません。

この措置を、生活基盤が安定するまでの一定期間、少なくとも次の評価替え、令和5年度まで継続する考えでございます。

大綱2でございますが、インフルエンザ対策については、重症化予防として、これまで高齢者等を対象として予防接種助成を行ってまいりましたが、今後も引き続き実施してまいります。

また、現在実践されている「新しい生活様式」により、住民による感染症予防対策は、これまでに比べ格段に飛躍したものとなっていると思われまます。引き続き、各個人による感染症予防対策を実践されますよう、御協力をお願い申し上げます。

(2)の18歳までのインフルエンザ予防接種の無料化の対策につきましては、安心して子育てできる環境整備の一環として、高齢者と同等の助成を実施したいと考えております。

以上であります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

町長、原地区のやつ、今の答弁ですと被災者だけの用地ということで考えているみたいなんですが、その中で、まず分譲地と災害公営住宅、これ、昨日も千葉議員から質問があったと思うんですが、災害公営住宅が7棟、一戸建てですよ、それで分譲地が3つということで間違いございませんか。

議長（石川良彦君） 千葉特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えします。

あの分譲地につきましては、現在のところ、4区画程度ということでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 災害公営住宅は7棟でよろしいんですよね。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） 災害公営につきましては7戸ですけれども、戸建てで7棟ということではなくて、連棟式のものなどを活用しながら7戸分を整備するというところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） その被災者の用地のほかにですね、余ると思うんですけれども、その余った土地の活用というのはどのように考えておりますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 残りにつきましては、まず何よりも取りあえず災害復興が最優先してございます。この復興事業がある程度目鼻がついた段階で、残りの土地については若者定住促進事業に、あのかいわい、今後地権者と相談しながら、あの地区を定住促進事業に進めてまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） この残りの土地ですね、定住促進ということなんですが、例えば定住促進のために町で造成するような形を取るのか、それとも、今の状況の中でこの土地が欲しいよとなったときに、その土地を買う人に造成していただいて、そこに助成をするというような方法もあると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） あの一角につきましては、古民家もございます。その古民家の運用につきましては、本町の歴史文化が十分肌で感じられるような、そんな古民家を利用していきたいと思っておりますが、何よりも今抱えている災害復興が、目鼻がついた段階で考えていこうというお話を昨日も千葉議員にも申し上げているところでございますので、あの一角を地域の歴史文化を感じる、過去から未来へつなげていけるような内容のものを考えていくという、もう少し本町に夢のある地域づくりを進めていこうと。あの道の駅とのいろいろな整合性を考えながら、新たな文化がない大郷町、一つの文化と言えるような内容のものがあってしかるべきということでございますので、今後そういう観点に立って、じっくりと皆さんの御意見がどこにあるのかなどもお聞きしながら、本町の誇れる文化遺産として私は再生すべきだというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 町長、今、古民家の話をされましたけれども、古民家と今度の被災した住宅のほかにもっとあるじゃないですか。そこを若者定住促進にするということなんだけれども、その土地をならす方法、この辺をどのように考えているのかなという質問なんですけれども。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町の持ち物になるわけですから、今後どういうやり方が、一番理想の手法というかやり方があるのか、今後検討してまいりたいと。町の土地もあり、個人の土地もある、あの一体をそういう官と民が一緒になって開発をするということになれば、区画整理組合を組織したほう

がいろいろな面で有利だと言われている内容もあるわけでありますから、そういうことも考えてまいりたいと。今どちらにするかということは今の段階では考えておりません。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） まず、町財政も厳しい中で、本当に金かからないような方法で考えていただきたいと思います。

それでは、2番に行きますが、課税していないということで、解体予定の住宅は滅失扱いで課税していないというのは、これはどういう意味なんですかね。例えば、滅失扱いになると、例えばそこを今度また宅地にすることができないのか、それとも宅地としてずっと残していけるのか、その辺を教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えします。

建物のほうを滅失扱いで課税しておりませんというのは、土地の分について、非住宅用地になりますと高くなる、元の値段に戻るんですけども、その扱いをしないという扱いで、もともとの宅地はそのまま宅地で御利用いただけます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） あと、最初に町長が言っていた、空き家バンクなんかに登録するまで滅失扱いにするのか、その辺はどうなんですかね。

議長（石川良彦君） 税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えします。

今現在、滅失扱いというのは、結局、建物がなくなっても非住宅用地扱いじゃなく、建物があるとして課税しております。その状態にしておけば固定資産税のほうは高くはならないという状態なんですけど、ある一定期間、一応次の評価替えは令和5年なんですけど、そのときまでに方針決まるでしょうということで、その間は宅地だったら宅地のままでという扱いを考えております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） そうすると、そいつ、5年過ぎた後は、例えば売れないというような状況があれば、元の持ち主のほうに課税することになるんですか。

議長（石川良彦君） 税務課長。

税務課長（小野純一君） お答えします。

課税自体は、ずっと所有者は変わっていないと思うので、ずっと所有

者のほうがお支払いしていただくようになると思うんですけれども、一応、令和5年度まで様子見て、それでもまだまだ生活基盤が安定しないんですということであれば、その時点でまた検討という扱いになると思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ぜひ、被災した方々、生活困窮していると思うので、ぜひその辺はよく検討していただきたいと、私のほうからお願いしたいと思います。

それでは、ウイルス対策についてのほうに移りたいと思います。

1番は、まず、ずっと同じように対策していくということで、今でも高齢者に対しての助成が、補助金があるということなんですが、この2番目の18歳ということなんですけれども、助成、補助金、今回も補正で補助金のほうが入っているみたいなんですけれども、この補助金というのは接種した場合に対しての補助だと思うんですけれども、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今考えているのは、接種後に町のほうに来ていただいて、申請していただくという方法を考えております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ということは、接種しない人には補助は下りないということなんです。そうすると、生活が困窮している家庭もあるんですよ。その中で、インフルエンザ予防接種受けられないという方もいるんですね。そうするとですよ、困窮している方々は、接種しないでかかった場合に学校を休むわけですよ。で、今コロナで授業時間が足りない中でやっている中で、冬の間また休むようになるんでないかと心配するんですけれども、その辺の考えは、私は町長しかいないと思うんですけれども、無償にできないんですかね。どうなんです、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 担当課ともこの件については十分検討させていただいたんですが、今の段階で完全に予防接種を無料化にするということに、どうもいろいろなバランスの問題もないわけではないようなので、ひとつあの今までにない予防接種の対策としても、一部補助するということがお願いできないのかなということで、このような内容にしたわけでございます。

これを18歳までの全ての子供たちに無料にするということになりますと、本町の財政上の問題もないわけではないようにございますので、この辺の数字を、課長、ひとつ出してもらいたいなと思っておりますが、お聞き取りいただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 昨日の新聞にも、大和町のほうで予防接種、15歳まで助成するという新聞に載っていました。助成ってね、受ける人たちだけ助成されるんだから、私はやっぱりおかしいと思うんです。（「みんな受けるんでしょ」の声あり）いや、受けられない人がいるから言っているわけですよ、生活困窮して。そういう人がいるから全員にしてもらいたいと。

そしてまたね、病院でも、インフルエンザのこの症状というのがコロナと同じなんですよね、すっかり。せき、熱、体が痛いとか、そういうのがすっかり同じなので、例えばインフルエンザにかかって病院に行った場合、病院ではインフルエンザだけじゃなくてコロナのほうも、PCR検査のほうもしないといけなくなってしまうと。そうすると、そいつが大郷だけじゃなくて宮城県全体となると、病院も大変なことになると思うんですね。大郷だけはそういうふうにならないように、ぜひ18歳まで無償ということで考えてほしいんですけれども、町長、どうですか、思い切って。（「ちょっとその前に担当課のほうから」の声あり）

議長（石川良彦君） 担当課から、現実、ちょっと把握しているか何だか聞いてみるから。（「はい」の声あり）

課長、受診率というか、予防接種受けられる方の率なんかは大体把握していますよね。じゃあ、保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、今回の制度設計に当たりまして、今現在、高齢者に対するインフルエンザ、これは定期接種という種類のものです、定期接種については11種類、A類というものと、2種類、B類というものがあまして、高齢者のインフルエンザ予防接種に関しては、B類の2種類の位置にあります。

それと、それ以外のインフルエンザに関しては任意接種ということの取扱いになっています。任意接種というのは何なのかということでは、国のほうでその効果を認めた薬ということでのものです。やはりその中では、副反応による症状とかそういったものもあるので、その辺のリスクを考えて自分の判断で接種をしてもらうというのが任意接種です。

ただし、やはり同じインフルエンザでも高齢者にとっては重症化リスクがあるということで、高齢者に対しては任意接種の中から定期接種という1段階上のものになっております。定期接種になった場合は、市町村が実施主体となります。任意接種については、先ほど申し上げたように個人のほうで判断して、それで接種するかしないかは個人の判断でやってもらうと、個人で実施するというものでございます。

そういった中で、18歳未満のものについては町ですべきものではありませんので、その辺を各個人がきちっと考えた中で実施してもらうと。そういった中で、全て無償となりますと、先ほど町長が申し上げたように財政的などころもあります。あとは、全て無償となりますとその辺が、ただだから受けると安易に考えてしまう傾向もあるのかなど。一旦自己負担が発生するならば、そこにある程度の抑止効果、そこでもって自分でリスクとか考えて予防接種を受けてもらう機会を設けたほうがいいのかなどと思ひまして、今回の制度設計となりました。

あと、先ほどの質問で、今現在のコロナと今後発生する季節性インフルエンザの病院での対応ですが、こちらは保健所のほうと、医師会のほうと協議して、そういった対策をどのようにしていったらいいかということで、今現在、協議進んでいる状況でございます。

議長（石川良彦君） 課長、18歳以下の接種率というのまでは、調査は出ていないんですね。

保健福祉課長（鎌田光一君） 18歳未満の接種率については、把握できかねております。

なお、高齢者の接種率については、約50%ということでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） いや、そういう専門的なことは私の中ではちょっと分からないんですが、ただね、子供たち、町の宝じゃないですか。町長も言っているんだから、町の宝なんだから、接種しないでインフルエンザかかるようなことになったら、教育長だって多分大変なんでねえすか。辺りから文句出ねえすか。（「クラス閉鎖になったりね」の声あり）ねえ、インフルエンザ出たら、そうだよ。今言ったようにクラス閉鎖になったりするんだよ。それでいいのすか、教育長。

これは、教育長からもぜひ、町長だりにお願いしてですね、全員に受けさせるような方法を取ってもらうようにしたほうがいいと思うんですけども、教育長の考えをちょっと聞きたいんですが。

議長（石川良彦君） 教育長の立場からですか。（「はい」の声あり）

はい、教育長。（「もうみんな言ったし」の声あり）インフルエンザと
いうことの意味で答弁願います。

教育長（鳥海義弘君） 御質問に答えになるかどうか分かりませんが、
学校教育課で対象としているものは小・中学校の義務教育の子供たちで
ございます。そうしますと、15歳以下ということになりますので、その
18歳未満というところまではいかないんですよ。その辺なかなか難し
いかなというふうには思っておりますけれども、熱海議員さんのお気持
ちは本当に分かります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 担当がその18歳までではないということなんだけれども、
まず15歳以下でも学級閉鎖になる可能性があるわけですよ。接種でき
ない人がいるんだから。そのときに、学級閉鎖になったら、また勉強遅
れるわけですよ。その辺をどのように考えているんですかと、町長に
お願いできないですかと言っているんですけれども、どうですか。

議長（石川良彦君） お願い、助成の内容じゃなくて、インフルエンザで学級
閉鎖とかそういったことになった場合のこの範囲内で答弁いただいて
よろしいですか。教育長。

教育長（鳥海義弘君） これまでもインフルエンザのときには、学級に何人出
たら学級全体を閉鎖するとか、それから学年を出校停止にするとかとい
うことで対応してきたわけでございますけれども、お話のとおりコロナ
の関係もでございます。本当に2つが同時に学校を、子供たちがかかって
しまう可能性は多いにあると思うんですね。そのときに本当にどう対応
していくかというところ、関係の方々をよく熟議をして対応してまいり
たいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 課長、例えば全部無料にした場合のシミュレーションな
んて、例えば幾らかかるというの、分かっていますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 単価的なところ、あと数値的なところは把握し
ておりますので、計算すればすぐ出ます。

議長（石川良彦君） 今は出ないのね。（「ちょっとお待ちください」の声あり）
ちょっとお待ちください。時間かかりますか。（「はい」の声あり）

じゃあ、今調べていますので、別の質問にさせていただきますか。それ
でない駄目なんですか。熱海議員。

7番（熱海文義君） 今計算してもらって、町長、もし財政的に大丈夫だよと

なった場合は考えていただけますか、この無償というの。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 二、三千万円ぐらいまでは調製すれば何とかなるという財政の考えでございますので、それを、何を削るかということもこれから一緒に考えて、まずやる方向に考えましょうや。（「よし」「ありがとうございます」の声あり）はい。（「よろしくお願いします」の声あり）はい。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ありがとうございます。ぜひ。やっぱり子供たちのね。公平性も考えれば、この無償というのは一番大事なんでねえかなと私のほうで思っていたものですから、ぜひこいつだけはお願いしたいと。（「皆さんのほうの許可も取ったのでね」の声あり）はい。

それで、課長、そろそろ出たすか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 概算ですけれども、約900万円ということです。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 町長、そういうことなので、随分余裕あるみたいなので、ぜひお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（石川良彦君） これで、熱海文義議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時35分 休 憩

午 前 10時44分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 8番石川壽和です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の定例会の最後を務めることになりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1点目、災害公営住宅について。

自主再建困難な被災者のために災害公営住宅建設を決定したと、最初、テレビ報道で知り、その後、町から報告を受けました。以下、次の点をお伺ひします。

（1）として、7戸の建設予定と聞いておりますが、現在の入居希望者は中粕川だけなのか。他の地区での被災者はどうなのか。また、予定者が増えた場合の対応はどうされるのか、お伺ひをいたします。

2番目、造成費、建設費はどれぐらいを見込んでいらっしゃるのか。また、国、県などからの補助はどれぐらい見込んでいるのか、お伺いをいたします。

大きな2点目、新型コロナウイルス禍の中の子供たちの様子についてでございます。

新型コロナウイルス感染防止のための長期休校、再開後、こま数を増やしての授業と短期間の夏休み、加えて最近この異常な高温続きと、子供たちは心身共に大変な状況と推測をされます。以下、次の点をお伺いいたします。

(1) 子供たちの様子と、今後の学校行事予定などをお伺いいたします。

(2) 点目、学習に遅れはないのか。特に、中学3年生の受験への影響をお伺いいたします。

(3) 点目、先生方の負担増をどう考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

以上、大きな2点、よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。初めに、町長。

町長（田中 学君） 石川議員の災害公営住宅についての御質問でございますが、(1)については、意向調査により入居を希望される方、全員が中粕川の皆さんでございます。意向調査に基づき建設戸数を決めておりますので、予定者が増えることは想定してございません。

(2)については、詳細な設計はまだしてありませんが、概算の建設費が1戸建て1,800万円で、7戸で合計1億2,600万円であります。造成費につきましては、1,400平米で542万4,000円と考えております。

また、今回の事業費については、国の補助金を活用して整備を行ってまいります。補助率も国といろいろやりとりをしながら、国のほうも我々の申し上げている内容を理解していただいて、本来ならば国の補助、2分の1でございますが、今回3分の2までつり上げ、残りについては起債対象としていただきました。地方交付税で見てもらうということでございますので、我々も被災者と一緒になって汗をかいて、国の皆さんにも十分理解していただいた内容であるということでもあります。

議長（石川良彦君） 町長、造成費についてなんですが、1,400平米で、先ほど500万円だったんですが、5,400万円ですね。（「ああ、ごめんなさい」の声あり）造成費だけ訂正を。

町長（田中 学君） 542万円でございます。5,424万円となるようであります。

す。まだ試算していませんからはっきりは申し上げられませんが、内容はこういう内容でございますので、御了解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 次に、2つ目の新型コロナウイルス禍の中の子供たちの様子についての御質問に答弁いたします。

（1）につきましては、新型コロナ禍にあつて、大郷小・中学校共に8月20日から2学期がスタートいたしました。子供たちは、猛暑の中、登校し、元気に学校生活を始めております。

去る8月25日には、教育委員会の学校訪問を行い、4名の教育委員と共に小中学校の児童生徒の様子を視察してまいりましたが、エアコンの効いた快適な教室環境の下で学習に取り組んでおりました。その後の各校長からの報告でも、現在のところ、新型コロナ禍の影響で大きく生活のリズムや心身の健康を損なうような児童生徒はいないと説明があり、安心した次第でございます。

次に、今後の学校行事についてでございますけれども、前回6月の議会では、「なるべく子供の思い出につながるような学校行事は実施してほしい」旨の温かい御意見もいただきました。それらのことも各校長に伝えておりますので、若干の時期の修正や内容の変更等もでございますけれども、ほとんどの学校行事は実施する予定でございます。その際は、各校で作成したガイドラインにのっとり、3密の回避、新しい生活様式を踏まえた学校行事の実施になることは当然のことでございます。

（2）につきましては、新型コロナ禍にあつて、3月1日から約3カ月の臨時休業を強いられたわけでございますので、令和元年度の積み残し分と、令和2年度の4月・5月の2カ月分の学習をどうするかが大きな問題でございます。

各校の先生方は、新型コロナ禍に合った新しい年間指導計画を策定して6月1日を迎えております。授業日数が減っているわけでございますので、例えば通常5時間で行う題材を4時間で実施したり、同じような学習の目標を持つ題材を1つにまとめて学習したりして、その教科の目標を達成できるような年間指導計画を作成して取り組んでおります。全体的な学習の遅れはないというふうに思っております。

ただ、学習の速さについていけない児童生徒も出てくる可能性はありますので、一人一人の児童生徒の実態を正確に把握しながら、丁寧な指導にも取り組むよう、校長会、教頭会を通して指示してまいりたいと思っております。

また、中学校3年生の受験への影響でございますが、特に入試に関する不安等があると思います。入試に係る配慮事項につきましては、県高校教育課から7月28日付の文書で通知がありました。その中で、社会、数学、理科の3教科については、出題範囲から除外する内容が明示されておりましたので、子供たちの負担軽減につながるものと思います。

また、新型コロナ禍にあって、県内の中学校のスタートはほとんどが6月1日からでしたので、公教育の公平性及び機会均等が保たれております。大郷中学校の3年生が、自分の将来への展望を持って力強く歩めるよう、中学校側を支援してまいりたいと思います。

(3) につきましては、和賀直義議員にも答弁いたしましたとおり、教員補助者に消毒作業等をお願いするなど、先生方が児童生徒の学びの保障に注力できるよう努めておりますけれども、9月からはさらにスクールサポートスタッフを配置し、清掃や消毒作業の負担を軽減していく予定でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 御答弁いただきました。

まず、災害被災者公営住宅についてなんですが、聞いたところによると、激甚災害に指定された場合、全壊家屋のたしか3割までですか、災害公営住宅、建設できるということなんですが、これは1カ所にまとめたきゃいけないのかどうなのか、その辺お分かりであればお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。

公営住宅法の制度上は、1カ所でなくても可能だということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） この災害公営住宅を希望されている、先ほどの答弁ですと中粕川地区の方だけということなんですが、中粕川の町で計画しているかさ上げ宅地の部分に行きたいというような希望者はいなかったんでしょうか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 千葉特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

町営住宅のようなものに住みたいと意向調査の中で回答された方の中には、中粕川地区でもいいです、そこにしかなければそこでもいいです

よという御回答はありましたけれども、おおむね中村地区にお願いしますというような意向でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） というのは、今のところ、そのかさ上げ宅地、10区画を町のほうで用意するということなので、お聞きすると3世帯から4世帯、今のところ入居を希望されているということなので、もう一度その辺、多分お年寄りならなおさらのこと、自分たちが住み慣れた地域で安全に暮らせるのであれば、そういう方もいらっしゃるのではないかなと思いますので、その辺の意向を聞き取っていただくというのは可能でしょうか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 千葉特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） 意向調査のほうは、これまで何回となく実施しておりますので、今回の災害公営に関する聞き取りも既に終了しておりますので、その中では全て中村地区ということでございましたので、中粕川地区という想定は今のところございません。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 聞くつもりがないのであれば、これよりは進まないと思うんですが、ぜひその辺も聞き取っていただいて、気持ちよく移っていただくような形も取ればなと思います。

それから、他の地域の方、昨日からお話ありましたけれども、鶉崎の袋とか、三十丁とか、その辺の方へこの災害公営住宅をあてがう、希望者があれば。まあ、聞いていないのかどうなのか、まずその辺から。その中粕川地区以外の方の災害公営住宅への入居希望というのは聞いたことがあるのかないのか、その辺をお聞かせください。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

意向調査の中で対象にというか、住宅再建の希望を、聞き取りをする中で整理をしてきておりますので、現在のところは中粕川地区の方だけ、7世帯ということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 意向調査の中で、聞くつもりがなかったのかどうなのか、その辺もどうなのか、もう一回お聞かせください。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） 再建方針の中で、どのような形で今後の生活を成り立たせていくかといったような区分の中で、それぞれ面談なども実施し

てこれまで進めてきておりますので、他の地区の方で御希望されるという方はないという認識でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 意向調査で、ないということであればしようがないんですが、せっかく国の補助を受けて町で造る災害公営住宅、後で、いや、私も入りたかったなんていうことがないように、その辺の配慮だけはよろしくお願いしたいと思います。

それから、予定者が増えることを想定していないと。確かに、意向調査をやってしまったので、それ以降は、まあ、言葉はあれですけども、関知しないというような形なのかどうなのか。はっきりとビジョンが決まったときにですね、決まった後に「私も」と手を挙げたときにどうなのか、その辺のお考え、柔軟に考えるのかどうなのか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 特命参事。（「ちょっと」の声あり）じゃあ、町長から。（「参事に聞く前にちょっと」の声あり）町長。

町長（田中 学君） 議員ね、この復興住宅に入居したいという人たちのほとんどが、独り暮らしや後継者のいない方々や体に不自由をしている家族のいる、そういう人たちがほとんどで、一般の町の町営住宅にと思ったんですが、あの姿を見ればほとんどが段差のないバリアフリーで生活することが望ましい。そういう人たちのためにどうするかということから復興住宅を考えて、年々これから弱くなっていく人たちですから、できるだけ本来ならば一つの屋根で暮らすことが、町でも管理する上で、ホームヘルパー1人で全体を見ることもできるし、本当は一つ屋根で生活することを私は望むというお話を申し上げたら、皆さんのほうからプライバシーという話が出てきたので、いや、それではごり押ししないで個人の意見を尊重しようと。

国のほうでも、町の希望する内容に応じるという大前提を交わしていたので、どっちにしてもいいということから、今回、戸建ての公営住宅に切り換えて、ここで生涯終わるといふ人も出てくる、今後その空き家も次の人たちに御利用できるような内容にしていきたいと思いますということから、中村地区に生活圏を求めるといふ皆さんの意見でありますから、そっちに1軒、こっちに1軒ということよりも、町が将来管理しやすい、そのような状況になっているということ、御理解をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

戸数については、先ほど来申し上げたとおりでございますけれども、イレギュラーな事態が生じた際には、臨機応変に対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） この災害公営住宅、さっき町長の話にもありましたが、ここで最期を終えるという方も確かにいらっしゃるでしょう。その後の扱いというのはどうなるのでしょうか。国から補助を頂いて造った場合に、何年か使わなきゃいけないというような縛りはあるのか、そして空いた場合のその後の使用目的というか、どんな形になるのか、お分かりであればお聞かせください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、災害で被災を受けた方のために建設するものでございますが、最初に入居された方が退去された後につきましては、通常の公営住宅として利用するものでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 何年間か使用しなきゃいけないというような縛りはないんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） その辺につきましては、ちょっと今確認してございませんので、後ほど確認の上、答弁させていただきます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 自主再建困難で生活が厳しい方というようなお話もありましたが、通告書には載せていませんでしたが、この災害公営住宅の家賃というのはどのぐらいを考えていらっしゃるのか。もう建設費も出てきていますので、その辺どうお考えなのか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

収入にもよりますが、2万円から3万円ほどを予定してございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 高崎団地、田布施と東沢から移った方には優遇があって、6年後に普通のところに追いつくような形だったと思うんですが、そのような考えはないのでしょうかね。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 減免措置等につきましては、建設までにまだ時間がございますので、今後、こういった方法がいいのか、その辺時間をかけながら検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 田布施、東沢から移った方は、6年かけて、確か1万6,000円でしたか、そこに追いつくというような形だったと思うんですよ。先ほどこから生活困窮者というのが出ていますので、最初からその2万円、3万円となるとこれまたちょっと大きいのかなと思うので、今の課長のお話ですと今後検討するということなので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。収入があるのかどうなのか、その辺もあれなんですけど、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

（2）番に移らせていただきます。

昨日来、いろいろな形の一般質問がありまして、事業費なり建設費なり、そういうものが全然出てこなかったの、私の質問に対しても多分出てこないだろうということで、私も朝まで、これを見るまであれしていたんですが、この金額で3分の2が国からの補助ということで、あと町のほうでの、まあ、私、頭で計算すれば分かるんですが、この内容でいくと町のほうでの持ち出しというのはどうなのか。計算、私、いまいま頭でちょっと計算あれなので、どのぐらいになるのか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

国庫補助が3分の2でございますので、その残につきましては起債でございます。3分の1になりますので、約6,000万円が町からの、今の段階では借金でございますので、その部分、後年度の元利償還ということでお支払いしていくというようなことになってございます。約6,000万円でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） この建物の大きさにもよると思うんですが、あそこの海老沢というんですか、粕川の。あそこが1,980万円ぐらいから、もう今は1,200万円か1,300万円台ぐらいに、多分あそこだって土地と建物込みでしょうから、まあ、民間がやっての話なのでその辺のところはどうか、折り合いがつくのかつかないのか分かりませんが、それであそこはほとんど2階建てでございまして、今回は平屋で造るということなので、その辺の概算の仕方、確かに今までも議会の中で概算高いんじゃないかというような話ありましたが、その辺のところはどう考えていらっしゃる

のか、お考えがあればお願いいたします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今回の事業費の算出根拠につきましては、高崎団地を参考にしてございます。高崎団地につきましては、2DK、平屋を参考にしてございまして、今回計画してございます住宅につきましては、床の車椅子利用に伴います仕様の変更とか風呂の仕様の変更、さらには玄関にスロープをつけるといった内容でございますので、高崎団地よりも割高な感じでこのような金額となっております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） ならば、その辺は安い単価でやっていただければと思います。

それでは、大きな2番目に移らせていただきます。

今の答弁ですと、子供たちも元気で取り組んでいるということなんです。このコロナ前と、コロナ、まあ、終わっていないのであれなんです。最近の子供たちの不登校の実態というの、お分かりであればお知らせいただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

不登校児童生徒の状況でございますけれども、コロナウイルス感染症の関係で、今まで不登校であった子供たちが、学校の再開に基づきまして学校のほうに登校しているという状況がございます。

だんだん、学校生活も2学期に入りまして、これからがですね、再度不登校にならないような対応をこちらのほうでしなければならぬ時期に入っていくのだろうなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 何かのきっかけでね、子供というのはやっぱりそういうふうに気持ちの変化というのはあるようなので、いい傾向だと思います。

それで、心のケアハウスの利用状況というのは、通告書には載せていなかったんですが、どんな形になっているのか、お分かりであればお聞かせください。

議長（石川良彦君） 通告の内容に従った質問にお願いします。（「はい。じゃあいいですか」の声あり）はい、どうぞ。

8番（石川壽和君） それでは、この学校行事ならば、行事に沿った、予定に沿った形というの、最近テレビで、時期はずれましたけれども、子供た

ちの修学旅行というのがちよくちよくテレビでも話題になっていますが、それを行えないにしても、何かそれに代わるようなものというのはお考えがあるのかどうなのか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えします。

中学校につきましては、9月に2泊3日で、方面は東京から、日光と栃木方面、那須高原ですか、そちらに変えましたけれども、2泊3日で行うということふうになっております。

それから……（「中学校は10月」の声あり）9月が小学校でございました。小学校は1泊2日で会津方面に、これは予定どおりになります。10月に中学校が2泊3日で那須と日光方面に参ります。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 修学旅行ですからね、最後のやっぱり、小学校、中学校の最後の思い出なので、できる状態になったというのはすごく喜ばしいことだと思えます。

3番目に移らせていただきますが、スクールサポーターというのが昨日から出ているんですが、私、勉強不足で申し訳ないんですが、もしお分かりであれば中身を、スクールサポーターの中身、お分かりであればお願いします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

学校の先生方に学びの保障のほうに注力いただくようにですね、コロナで発生しております学校内の清掃であったり消毒作業、こちらのほうを新たな人を配置をしてですね。負担軽減を図るという内容の事業でございます。これは、国と県の補助事業、100%ということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） これに携わる方というのはどんな方なのか、まだ決まっていはいないんですか。決まっていたらお話しいただければと思うんですが。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） 現在想定しておりますのは、シルバー人材センターさんのほうに、小学校が2人、中学校で1人を派遣いただこうというふうを考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 授業でも大変なのに、先生方、掃除なり消毒なりという

のはかなり大変だと思いますので、この制度、人数が足りるかどうなのか、その辺はこれからだと思うんですけども、子供たちのためにそうやって、前、教育長がおっしゃっていましたが、塩竈市ではすごく恵まれてうらやましいんだというようなことを言っていましたけれども、そうやってその団体に声かけてですね、子供たちのためにやっていただければと思います。

この後、まだまだコロナ終わりそうもないので、最後に教育長に、コロナ禍の中で子供たちの教育について、何かお考えがあればお聞かせをいただいて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） このコロナ禍にあって、改めて教育とか学校とか、これはどういうことが本当に子供たちのためになるのかという根本的なところが問われている、そういう毎日かなというふうに思っています。

議員の御指摘のとおり、とにかく子供たちは、これからの地域社会や、この国や町や、そこを支えていく、次世代を担う大事な人材でございますので、このコロナ禍にあってもたくましく心豊かに成長できるような、そういう子供たちにできるような教育環境をとにかく教育委員会としてバックアップしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。（「終わります。よろしくをお願いします」の声あり）

議長（石川良彦君） これで、石川壽和議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時16分 休 憩

午 前 11時25分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。次からの日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第17、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまで人事案件が続きます。

したがって、議場を閉鎖し、議案の説明、質疑、投票を行いたいと思います。なお、休憩時間及び開場の必要がある場合は除きます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、諮問第1号から日程17、同意第16号までの間、原則として議場を閉鎖し、審議を

行うことといたします。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（石川良彦君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者としたので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町粕川字伝三郎26番地

氏 名 三田村 道 雄

生年月日 昭和31年3月12日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書ございますが、御参照賜り、お認めを賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番大友三男議員、5番佐藤千加雄議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大友三男議員及び佐藤千加雄議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第4 同意第3号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を
求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、同意第3号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第3号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意

を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大崎市松山金谷字金ヶ崎26番地13

氏 名 鳥 海 義 弘

生年月日 昭和31年9月18日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書ございますので、御参照賜り、御同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第3号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番田中みつ子議員、7番熱海文義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

ここで投票を終わります。

次に、開票を行います。田中みつ子議員及び熱海文義議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第3号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第5 同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町不来内字鍛冶谷沢13番地

氏 名 伊 藤 榮 吉

生年月日 昭和22年6月18日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書ございますので、御参照賜りまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番石川壽和議員、9番和賀直義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。石川壽和議員及び和賀直義議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票です。

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第6 同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字伝三郎23番地

氏 名 赤 間 正

生年月日 昭和25年11月16日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページを御覧の上、御同意を賜りますようお願い申し上げ、説明理由といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番高橋重信議員、11番石垣正博議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋重信議員及び石垣正博議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後の再開は1時15分いたします。

午 前 11時57分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第8 同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第9 同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第11 同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第14 同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第16 同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17 同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） お諮りいたします。日程第7、同意第6号 大郷町農業

委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第17、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの11件については、いずれも農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づく農業委員会委員の任命同意でありますので、会議規則第34条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、同意第6号から日程17、同意第16号までの11件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町羽生字里畑23番地

氏 名 蜂 屋 静 夫

生年月日 昭和23年5月7日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページの経歴書を御参照賜り、御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明理由といたしますが、同意第6号から同意第16号まで、一括説明を申し上げてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

同意第7号

記

住 所 大郷町山崎字本木25番地

氏 名 石 川 安 彦

生年月日 昭和29年12月8日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第8号

記

住 所 大郷町味明字田布施38番地

氏 名 千 葉 早 苗

生年月日 昭和34年5月20日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第9号

記

住 所 大郷町中村字山崎21番地の1

氏 名 相 澤 淨

生年月日 昭和24年3月7日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第10号

記

住 所 大郷町土橋字細田127番地

氏 名 森 合 芳 信

生年月日 昭和25年11月27日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第11号

記

住 所 大郷町粕川字東山中10番地の1

氏 名 赤 間 輝 行

生年月日 昭和29年10月26日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第12号

記

住 所 大郷町石原字馬場16番地

氏 名 児 玉 守 夫

生年月日 昭和25年4月14日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第13号

記

住 所 大郷町粕川字日向25番地の8

氏 名 高 橋 賢 一
生年月日 昭和21年10月26日
令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第14号

記

住 所 大郷町大松沢字茶立場上5番地の3
氏 名 加 藤 幸 子
生年月日 昭和36年10月3日
令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第15号

記

住 所 大郷町大松沢字太夫沢山1番地の5
氏 名 佐々木 洋 悦
生年月日 昭和26年2月9日
令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町大松沢字法堂撫山宅地29番地の1
氏 名 佐 藤 千加雄
生年月日 昭和30年10月19日
令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

以上、申しあげました11名の御同意を賜りますようお願いを申しあげて、説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） まず、今回、11名の農業委員の方が同意ということ、認定なんです、農業委員の方へ女性の登用ということがあるはずだと思うんですが、今回2名の方、同意を求められているわけなんです、これは定員の何割とか、何かそういう規定がないものなのか、2名で間に合っているものなのか、まずそこをひとつお聞きしたいと思います。

あと、万が一ですね、万が一認定されなかった場合、11名が10名なり9名となった場合、その際、そのまま欠員で進むものなのか、再度認定を求められるのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

農業委員の女性の登用ということで、何らかの規定があるかということですが、特に規定としてはございません。ただ、要請ということで、県の農業委員会の連合会のほうですね、そちらのほうからの要請ということで、ある程度の人数を確保していただきたいというところがございます。

現在、農業委員につきましては女性が2名、それから推進委員につきましては1名ということで3名、県のほうから求められているのは4名を求められているところがございますが、こちらについてはあくまで努力目標ということでお示しをいただいているところがございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 定員不足の場合、欠員になった場合、どうなんですか。

農政商工課長（高橋 優君） 定員が不足になった場合といったところがございますが、再度同意を求めるような形になるかと思えます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に12番千葉勇治議員、13番

若生 寛議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。千葉勇治議員及び若生 寛議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第8、同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件であります。議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番吉田耕大議員、2番佐藤 牧議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます。順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。吉田耕大議員及び佐藤 牧議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第9、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件であります。議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番赤間茂幸議員、4番大友三男議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます。順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間茂幸議員及び大友三男議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第10、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件であります。議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番佐藤千加雄議員、6番田中みつ子議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。佐藤千加雄議員及び田中みつ子議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第11、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番熱海文義議員、8番石川壽和議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。熱海文義議員及び石川壽和議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番和賀直義議員、10番高橋重信議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。和賀直義議員及び高橋重信議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0 票
有効投票のうち 賛成 13票
反対 0 票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番石垣正博議員、12番千葉勇治議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。石垣正博議員及び千葉勇治議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第14、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に13番若生 寛議員、1番吉田耕大議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。若生 寛議員及び吉田耕大議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準により討論は省略、投票による表決といたします。

これより、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番佐藤 牧議員、3番赤間茂幸議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。佐藤 牧議員及び赤間茂幸議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

反対 0票

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第16、同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論は省略し、投票による表決いたします。

これより、同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番大友三男議員、5番佐藤千加雄議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） なお、念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。大友三男議員及び佐藤千加雄議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13票

うち有効投票 13票
無効投票 0票
有効投票のうち 賛成 13票
反対 0票

以上のおり、賛成全員であります。

したがって、同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第17、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第16号につきましては、地方自治法第117条の規定により、佐藤千加雄議員の除斥を命じます。

議場を一時開場してください。

〔佐藤千加雄議員 退場〕

議長（石川良彦君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番田中みつ子議員、7番熱海文義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田中みつ子議員及び熱海文義議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

うち有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 8票

反対 4票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、佐藤千加雄議員の入場を命じます。

あわせて、議場の閉鎖を解いてください。

〔佐藤千加雄議員 入場〕

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 後 2時25分 休 憩

午 後 2時35分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第18	議案第53号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第19	議案第54号	財産の無償譲渡について
日程第20	議案第55号	令和2年度大郷町一般会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第56号	令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第57号	令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第23 議案第58号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第59号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第60号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第61号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第62号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第63号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第53号 大郷町課設置条例の一部改正について、日程第19、議案第54号 財産の無償譲渡について、日程第20、議案第55号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第4号）、日程第21、議案第56号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第57号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第58号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議案第59号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第60号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議案第61号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第62号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第28、議案第63号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第53号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第53号の提案理由を申し上げます。

46ページをお開きいただきます。

議案第53号 大郷町課設置条例の一部改正について

大郷町課設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙を御覧いただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

令和元年東日本台風災害で甚大な被害を受けた本町の復旧・復興を早急に実現するとともに、復興再生ビジョンに基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するために、独立した部署として新たに復興定住推進課を設置するためのものであり、令和2年10月1日の機構改革を予定しております。

第2条中「まちづくり政策課」の次に「復興定住推進課」を加えるものでございます。

次に、第3条まちづくり政策課の項中第3号、定住促進に関することを削り、同項の次に復興定住推進課の分掌事務を、第1号、災害復興推進に関すること、第2号、定住促進に関することとするものでございます。

附則として、この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第53号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 次に、議案第54号及び議案第55号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第54号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書48ページをお開き願います。

議案第54号 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称 旧煙草会館

所在地 大郷町中村字町浦1番1

構 造 鉄骨造平屋建

床面積 540.80㎡

建築年 昭和41年

2 無償譲渡をする相手方

東京都中央区東日本橋2丁目8番9号

株式会社伊達屋

代表取締役 三 浦 靖

3 無償譲渡の目的

株式会社伊達屋宮城工場として利用するため。

4 無償譲渡する日

令和2年9月30日

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、昨年の台風19号で床上150センチの浸水により機器類等甚大な被害となった株式会社伊達屋から大郷町内に移転したいとの相談があり、旧煙草会館を紹介したところ、現宮城工場とほぼ同規模であり、移転先として利用したいとの申出がございました。

本物件は、昭和41年建築で築54年を経過しており、法定耐用年数の50年を超過している建物で、本来であれば解体または大規模改修を行う必要がある施設ですが、町内業者であります株式会社伊達屋が譲渡後に自社において改修を行い、宮城工場として利用したいということから、企業の定着、町内の雇用の促進の観点から無償により譲渡するものでございます。現在、宮城工場では社員が48名で、うち15名が町内の方ということでございます。譲渡日以降に改修を行い、来年2月中に改修工事を完了し、3月より新宮城工場として操業予定でございます。

なお、土地につきましては、賃貸借により貸付けする予定でございます。

議案第54号につきましてはの提案理由の説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号につきましてはの提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第55号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,275万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,462万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う国・県に対する返還金の計上のほか、各種施設の維持補修並びに改修費用、生活環境基盤の整備等に係る所要の事業予算について計上したものであり、主なものは、除融雪業務、町道緊急維持工事、用地測量業務、昨年の台風19号の被災者向け分譲地の造成設計等業務、同じく台風19号により施設が被災した放課後デイサービス事業者への施設整備事業費補助金、インフルエンザ予防接種補助金について、前年度まで高齢者等へとしておりましたが、ゼロ歳から18歳までを追加するもの。物産館、学校給食センター等の浄化槽修繕工事、建物の経年劣化が懸念される中央公民館の今後の施設整備等のために石綿含有量調査業務、構造計算業務、台風19号により被災した公共土木施設、農地、農業施設、公共施設等の災害等復旧工事、フラップ大郷21北側排水管調査測量設計業務などがございます。

歳入では、固定資産税について、主に太陽光関係の償却資産の増加に伴い3,200万円の増額補正をしております。また、前年度の実績報告等に基づく国・県補助の特定財源、普通交付税の留保分、前年度繰越金及び公共土木施設等の災害復旧債等を計上したものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により各項ごとに内容を説明いたします。

まず、歳入です。

第1款町税第2項固定資産税3,200万円の増額補正です。太陽光発電施設等の償却資産の増加に伴う増額でございます。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金627万3,000円の増額補正です。県通知により増額となったものでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税1,659万2,000円の増額補正です。本年度の普通交付税の交付決定額は13億3,429万4,000円、前年比3,883万円の増となっております。

第13款分担金及び負担金第1項負担金2万3,000円の増額補正です。老人保護措置費について、9月から自己負担額が変更になることに伴う増額でございます。

第2項分担金16万2,000円の増額補正です。昨年の台風19号の農地災害復旧事業費分担金の増額でございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金128万9,000円の増額補正です。昨年度の実績報告に伴う児童手当、自立支援給付費、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増などによるものでございます。

第2項国庫補助金27万7,000円の増額補正です。障害者自立支援給付支払等システム改修事業補助金の増額でございます。

第16款県支出金第1項県負担金44万7,000円の増額補正です。自立支援給付費、障害者医療費負担金の増などによるものでございます。

第2項県補助金575万5,000円の増額補正です。幼児教育無償化に伴う子育て支援対策臨時特例交付金及び市町村振興総合補助金の増などによるものでございます。

第3項委託金114万7,000円の増額補正です。国勢調査費交付金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金の増によるものでございます。

第17款財産収入第1項財産運用収入15万6,000円の増額補正です。黒川森林組合出資配当金の増によるものでございます。

第2項財産売払収入141万7,000円の増額補正です。公用車6台の売払いなどによる不用品売払収入の増によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金650万7,000円の増額補正です。定住促進事業等の財源としての未来づくり基金繰入れの増によるものでございます。

第2項特別会計繰入金549万6,000円の増額補正です。前年度の事業費精算による国保ら各医療保険特別会計からの繰入金の計上でございます。

4ページです。

第20款繰越金第1項繰越金3,644万9,000円の増額補正です。前年度決算による繰越金の計上でございます。

第21款諸収入第5項雑入9万3,000円の減額補正です。夏まつり中止による資料コピー料等の調整などがございます。

第22款町債第1項町債5,885万8,000円の増額補正です。町営住宅解体工事に係る公営住宅建設事業債、臨時財政対策債、昨年の台風19号災害に係る公共土木施設等災害復旧事業債等の増額でございます。

歳入補正額合計で1億7,275万5,000円でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費68万7,000円の増額補正です。人件費の調整

等によるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費5,673万2,000円の減額補正です。人件費の調整、税制改正に伴う滞納管理システムの改修業務、地方公会計財務処理作成業務、物品売払いによる未来づくり基金積立て、中村地区土地境界確定測量等業務の契約締結などによる調整でございます。町有施設給水管布設工事、防犯灯修繕、町の防災力向上に取り組むための防災士資格取得経費、夏まつり中止による補助金の減額等が主なものでございます。

第2項徴税費351万2,000円並びに第3項戸籍住民基本台帳費13万1,000円の増額につきましては、人件費の調整などによるものでございます。

第4項選挙費9万2,000円の増額補正です。選挙管理委員会委員報酬等の調整でございます。

第5項統計調査費56万4,000円の増額補正です。国勢調査に係る経費の調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費795万円の減額補正です。人件費の調整、ふれあい号運行管理業務の契約締結に伴う調整、扶助費精算に伴う国・県への返還金が主なものでございます。

第2項児童福祉費1,068万7,000円の増額補正です。台風19号により施設が被災した放課後デイサービス事業者への施設整備事業費補助金、前年度精算に伴う国・県への返還金が主なものでございます。

第3項災害救助費8万7,000円の増額補正です。仮設住宅共有施設分の光熱水費の増額でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費654万5,000円の増額補正です。人件費、健康管理システム改修業務、昨年度まで高齢者等としておりましたインフルエンザ予防接種補助金につきまして、ゼロ歳から18歳までを追加したことによる増、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第3項清掃費28万2,000円の減額補正です。旧ごみ処理場水質検査業務の調整でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費1,352万9,000円の増額補正です。人件費の調整、法人の農業機械購入へのみやぎの水田農業改革支援事業補助金、鳥獣被害から農作物を守るための被害防止施設購入補助金、開発センター西側敷地等整備工事、物産館等の浄化槽修繕工事及び農業集落排水事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第2項林業費15万5,000円の増額補正です。黒川森林組合出資金の調整でございます。

第6款商工費第1項商工費12万1,000円の減額補正です。人件費の調整、海洋センター北側に設置してございます広告塔撤去工事の調整が主なものでございます。

次ページでございます。

第7款土木費第1項土木管理費530万円の増額補正です。人件費の調整でございます。

第2項道路橋梁費6,928万2,000円の増額補正です。除融雪業務、町道補修工事ほか道路関係経費でございます。

第4項住宅費73万1,000円の増額補正です。希望の丘団地の修繕が主なものでございます。

第5項都市計画費1,402万5,000円の増額補正です。下水道事業並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整のほか、住宅リフォーム助成、昨年の台風19号により被災した方向けの分譲地の造成設計等業務が主なものでございます。

第8款消防費第1項消防費38万5,000円の増額補正です。来年度防火水槽設置予定地の境界確定業務が主なものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費617万4,000円の減額補正です。スクールバスのバス停除雪業務のほか、人件費の調整によるものでございます。

第2項小学校費125万9,000円の増額補正です。除融雪業務、小学校施設の修繕が主なものでございます。

第3項中学校費137万2,000円の増額補正です。除融雪業務、中学校施設設備工事が主なものでございます。

第4項社会教育費753万5,000円の増額補正です。人件費の調整、中央公民館石綿含有量調査業務、構造計算業務が主なものでございます。

第5項保健体育費166万9,000円の増額補正です。人件費の調整、除融雪業務及び給食センター浄化槽修繕工事が主なものでございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費448万8,000円の増額補正です。昨年の台風19号により被災した河川、町道の災害復旧の増額でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費732万5,000円の増額補正です。こちらも昨年の台風19号で被災しました農地、農業施設の災害復旧工事の増額でございます。

第5項公共施設災害復旧費1億167万8,000円の増額補正です。昨年の

台風19号により被災しました総合運動場内の排水路の復旧工事、フラップ大郷21北側排水管調査測量設計業務、青線の災害復旧工事の増額でございます。

歳出補正額合計1億7,275万5,000円で、以上、補正前の予算額63億2,187万円に歳入歳出とも1億7,275万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ64億9,462万5,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表、地方債補正につきまして御説明をいたします。

変更が5件でございます。

まず、1番目の公営住宅建設等事業でございますが、東沢団地、田布施団地の解体工事が国庫補助対象事業となり、充当率が変更となることから、限度額を9,440万円から1億260万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2、公共土木施設災害復旧事業につきまして、今年の台風19号災の復旧事業が増となることから、限度額を2,420万円から2,860万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3、農林水産施設災害復旧事業、これにつきましても、今年の台風19号災の復旧事業が増となることから、限度額を7,350万円から7,810万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

4、公共施設災害復旧事業ですが、これも今年の台風19号の復旧事業が増となることから、限度額を90万円から3,770万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

5、臨時財政対策債、これにつきましても、発行可能額の確定によりまして、限度額を1億871万7,000円から1億1,357万5,000円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容です。

議案第55号につきましても、提案理由の説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第54号及び議案第55号について説明を終わります。

次に、議案第56号及び議案第58号について説明を求めます。町民課長。
町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第56号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の35ページをお開きください。

議案第56号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,545万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度精算に伴う前年度繰越金、歳出では療養給付費国庫負担金等の返還や一般会計の繰り出しによるものが主な内容で、財源を基金繰入金で調整したものでございます。

補正予算書の36ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金の補正額は6万6,000円の増額で、令和元年度特別調整交付金の精算によるものでございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金の補正額は480万4,000円の減額で、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

第6款繰越金第1項繰越金の補正額は805万3,000円の増額で、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計331万5,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正額は116万7,000円の増額で、各種補助金の前年度精算に伴う国・県支払基金などへの償還金でございます。

同じく、第2項繰出金の補正額は214万8,000円の増額で、前年度精算

に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計331万5,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額9億5,213万6,000円に歳入歳出それぞれ331万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億5,545万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号の提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の52ページをお開きください。

議案第58号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,474万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では前年度分の未送金保険料によるものが主なものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第4款繰越金第1項繰越金の補正額は93万3,000円の増額で、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計93万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は58万7,000円の増額で、前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正額は8万4,000円の増額で、前年度分の還付未済額でございます。

第2項繰出金の補正額は26万2,000円の増額で、前年度精算に伴う一般

会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計93万3,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額8,381万5,000円に歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,474万8,000円とするもの
でございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第56号 令和2年度大郷町国民健康
保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号 令和2年度大郷町後期
高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、それぞれの事項
別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し
上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第56号及び議案第58号について説明を終わ
ります。

次に、議案第57号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第57号について、提案理由を御
説明申し上げます。

補正予算書42ページをお開き願います。

議案第57号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定
めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万4,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,854万6,000円
とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によ
る。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、令和元年度の決算に伴う給付費負担
金等の返還金並びに一般会計繰出金について計上したもので、歳入につ
きましては、令和元年度の決算に伴う給付費負担金等の支払基金、県か
らの追加交付、前年度繰越金を計上したほか、基金繰入金で財源調整を
図ったものでございます。

それでは、43ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金484万5,000円の増は、令和元年度の決算に伴う給付費分の追加交付でございます。

第5款県支出金第1項県負担金258万7,000円の増につきましても、同じく令和元年度の決算に伴う追加交付によるものでございます。

同じく、第2項県補助金7万6,000円の増は、令和元年度の決算に伴う介護予防事業費分の追加交付によるものでございます。

第7款繰入金1項一般会計繰入金34万6,000円の増は、低所得者保険料軽減分の精算に伴う国保負担分につきまして、一般会計から繰入れするものが主なものでございます。

同じく、第2項基金繰入金271万1,000円の減は、財源調整のため、基金繰入額を調整したものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金118万1,000円の増は、前年度繰越金でございます。なお、繰越金につきましては、その一部を留保しております。

以上、歳入補正額の合計が632万4,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第3項介護認定審査会費3万1,000円の増は、会計年度任用職員報酬の時間外勤務手当相当額の計上でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金320万4,000円の増につきましては、前年度精算に伴います支払基金、国・県の負担金及び補助金の返還金でございます。

第7款繰出金第1項繰出金308万9,000円は、前年度精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

歳出補正額合計632万4,000円。

以上、補正前の予算額10億3,222万2,000円に歳入歳出それぞれ632万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億3,854万6,000円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第57号について説明を終わります。

次に、議案第59号、議案第60号、議案第61号及び議案第63号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案第59号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

59ページをお開き願います。

議案第59号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
令和2年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,018万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では負担金、繰入金、繰越金、町債の補正、歳出は職員の人件費、委託料、工事請負費、公債費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正について説明をいたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金99万4,000円の増額補正は、家屋の新築に伴う公共汚水ます設置に係る受益者分担金の計上によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金369万4,000円の増額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金499万5,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

第7款町債第1項町債280万円の増額補正は、令和6年度からの公営企業法適化会計に向けた公共下水道事業法適化業務に係る下水道事業債によるものです。

歳入合計で補正額1,248万3,000円を追加し、2億4,018万7,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費299万3,000円の増額補正は、職員の人件費の調整、公営企業会計適用業務委託料によるものです。

第2項下水道建設費952万2,000円の増額補正は、公共汚水ます設置工事の計上によるものです。

第2款公債費第1項公債費3万2,000円の減額補正は、下水道事業債利子償還金の調整によるものです。

歳出合計で補正額1,248万3,000円を追加し、2億4,018万7,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加になります。

事項1、公営企業会計適用業務につきまして、期間を令和2年度から令和5年度まで定め、限度額を2,020万円とするものです。これは、令和6年度からの公営企業法適用会計の実施に向けた令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、業務の委託を行うものです。

次ページになります。

第3表、地方債補正の追加になります。

起債の目的であります公営企業会計適用事業につきまして、限度額を280万円とし、起債の方法は証書借入、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるものです。

以上で、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、73ページをお開き願います。

議案第60号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第60号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,025万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、繰越金、町債の補正、歳出は職員の人件費、委託料の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正についての説明を行います。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金304万7,000円の減額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金367万8,000円の増額補正は、前年度の繰越金の確定によるものです。

第6款町債第1項町債240万円の増額補正は、令和6年度からの公営企業法適用会計実施に向けた農業集落排水事業法適化業務に係る下水道事業債によるものです。

歳入合計で補正額303万1,000円を追加し、6,025万5,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費303万1,000円の増額補正は、職員の人件費の調整、マンホールポンプの修繕料、公営企業会計適用業務委託料によるものです。

歳出合計で補正額303万1,000円を追加し、6,025万5,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加になります。

事項、公営企業会計適用業務につきまして、期間を令和2年度から令和5年度までと定め、限度額を1,590万円とするものです。これは、令和6年度からの公営企業法適用会計の実施に向けた令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、業務の委託を行うものです。

次ページになります。

第3表、地方債補正、追加になります。

起債の目的であります公営企業会計適用事業につきまして、限度額を240万円とし、起債の方法は証書借入、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えをすることができるものとするものです。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、86ページをお開き願います。

議案第61号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第61号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,920万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入につきましては繰入金、繰越金、町債の補正、歳出は職員の人件費、修繕料、委託料、公債費の補正を計上してございます。

次ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正について説明をいたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金127万8,000円の減額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金263万9,000円の増額補正は、前年度の繰越金の確定によるものです。

第7款町債第1項町債150万円の増額補正は、令和6年度からの公営企業法適用会計実施に向けた戸別合併処理浄化槽事業法適化業務に係る下水道事業債によるものです。

歳入合計で補正額286万1,000円を追加し、6,920万円とするものです。

次ページになります。

歳出でございます。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費286万6,000円の増額補正は、職員の人件費の調整、浄化槽ブロアーの修繕料、公営企業会計適用業務委託料によるものです。

第2款公債費第1項公債費5,000円の減額補正は、下水道事業債利子償還金の調整によるものです。

歳出合計で286万1,000円を追加し、6,920万円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加になります。

事項1、公営企業会計適用業務につきまして、期間を令和2年度から令和5年度までと定め、限度額を400万円とするものです。これは、令和6年度からの公営企業法適用会計の実施に向けた令和2年度からの業務について債務負担行為を設定し、業務の委託を行うものです。

続きまして、次ページになります。

第3表、地方債補正の追加になります。

起債の目的であります公営企業会計適用事業につきまして、限度額を150万円とし、起債の方法は証書借入、利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを

行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるものとする。

以上で、合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、107ページをお開き願います。

議案第63号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第63号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用を98万2,000円減額補正し、2億6,575万円とするものです。

第1項営業費用、同額につきましては、職員人件費の調整によるものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,133万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,556万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額577万3,000円で補填するものとする。

支出でございます。

第1款資本的支出を2,326万5,000円増額補正するものです。

第2項建設改良費、同額につきましては、川内地区配水管布設工事、丸山地区配水管布設替え工事の計上によるものです。

次ページになります。

（議会の議決を得なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,228万4,000円から106万

2,000円を減額補正し、1,122万2,000円とするものです。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、水道事業会計の補正予算（第3号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第59号から議案第61号につきまして、それぞれの事項別明細書、議案第63号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第59号、議案第60号、議案第61号及び議案第63号について説明を終わります。

次に、議案第62号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） それでは、議案第62号につきまして、提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の100ページを御覧願います。

議案第62号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,256万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月3日 提出

大郷町長 田 中 学

当会計につきましては、鶉崎地区の恵の丘分譲事業に係る特別会計となるものでございます。

今回の補正予算は、歳入におきましては、前年度決算に伴う繰越金の計上及び一般会計繰入金による財源調整に伴う補正を図ったものでございます。

歳出におきましては、事務費の消耗品費を増額計上しております。

恵の丘につきましては、全20区画のうち、残りは2区画となっております。

それでは、101ページを御覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正金額は17万6,000円の減額で、繰越金額の確定に伴い減額して調整したものです。

第2款繰越金第1項繰越金の補正金額は18万6,000円の増額で、前年度繰越金額の確定によるものです。

歳入補正額合計は1万円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費の補正金額は1万円の増額で、消耗品費を増額計上するものでございます。

歳出補正額合計は1万円の増額となります。

以上、補正前の予算額1,255万4,000円に歳入歳出とも1万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1,256万4,000円とするものです。

宅地分譲事業特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第62号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 3 7 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員